

定 款

特定非営利活動法人 認知症の人とみんなのサポートセンター 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人認知症の人とみんなのサポートセンターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、認知症の人と家族が介護保険制度では満たされないニーズを明らかにし、支援のモデルを試行し、どの地域でも実施できるものとして確立していくための支援をとおして、認知症についての正しい知識の普及を行い、誰もが認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの実現に寄与することを目的とする。

また、前述の目的を達成するために、新しい形の介護保険法に基づく地域密着型事業、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業の提供を目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、

特定非営利活動促進法（以下「法」という）

第2条別表第1号（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）

同第2号（社会教育の推進を図る活動）

同第10号（人権の擁護又は平和の推進を図る活動）

同第17号（職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動）
を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①若年性認知症の人と家族を支援する事業

②認知症の本人活動支援事業

③認知症や介護に関する研修・研究事業

④認知症の相談事業

⑤認知症の家族会支援事業

⑥介護保険法に基づく地域密着型事業

⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業

⑧その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した認知症の本人と家族
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 正会員又は特別会員、賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認を得なければならない。

2 代表理事は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費の支払いが1年以上ない場合で、理事会において納入の意思がないものと判断したとき。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(秘密を守る義務)

第12条 会員は、活動上知りえた秘密を漏らしてはならない。退会後も、また、同様とする。

第3章 役員

(種別)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以下
 - (2) 監事1名以上2名以下
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
- (1) 代表理事1名
 - (2) 副代表理事1名以上2名以下
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。代表理事以外の理事は、法人業務において、この法人を代表しない。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。

- 2 役員再任は妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 総 会

(種 別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) 役員の選任・解任及び職務
- (6) 理事会から付託された事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上の者から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招 集)

第23条 総会は、代表理事が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

4 理事または社員が、総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意志表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行なった者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他この定款に定める事項及び総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事が当たる。

(議事)

第34条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか出席した理事の過半数をもって決する。

- 2 理事会の議事については、事務局において議事録を作成、保存し、議長及び出席理事の中から選任された議事録署名人1人が署名押印する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産とその区分)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品および助成金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第36条 資産は、代表理事が管理しその方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第39条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第40条 第38条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第41条 代表理事は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(借入金)

第42条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 4 3 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 事務局

(設 置)

第 4 4 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、代表理事が任免する。
- 4 理事は職員を兼務することができる。

(書類及び帳簿の備置き)

第 4 5 条 主たる事務所には、法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(閲覧)

第 4 6 条 会員及び利害関係人から前条に定める備え付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければいけない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第49条 この法人の解散のときに有する残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第9章 雑 則

(公 告)

第50条 この法人の公告は、事務所内に掲示する他、官報に掲載してこれを行う。

(委 任)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会において別に定める。

附 則

1 (施行日)

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

- (1) 本会則は、2009年6月8日一部改定する。

2 (入会金・会費)

この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正会員
入会金 10,000 円 会費 年額 3,000 円
- (2) 特別会員
会費 年額 1,000 円
- (3) 賛助会員
会費 年額 団体：1口 5,000 円
個人：1口 3,000 円

3 (設立当初の役員)

この法人の設立当初の役員は、第13条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、

2009年 7月 31日までとする。

代表理事 沖田 裕子
副代表理事 梅原 早苗
理事 善本 久仁子
監事 新田 正尚

4 (設立初年度の事業計画及び予算)

この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 (設立初年度の事業年度)

この法人の設立初年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から2008年5月31日までとする。

特定非営利活動法人 認知症の人とみんなのサポートセンター

設立代表者 沖田 裕子

Ⓜ